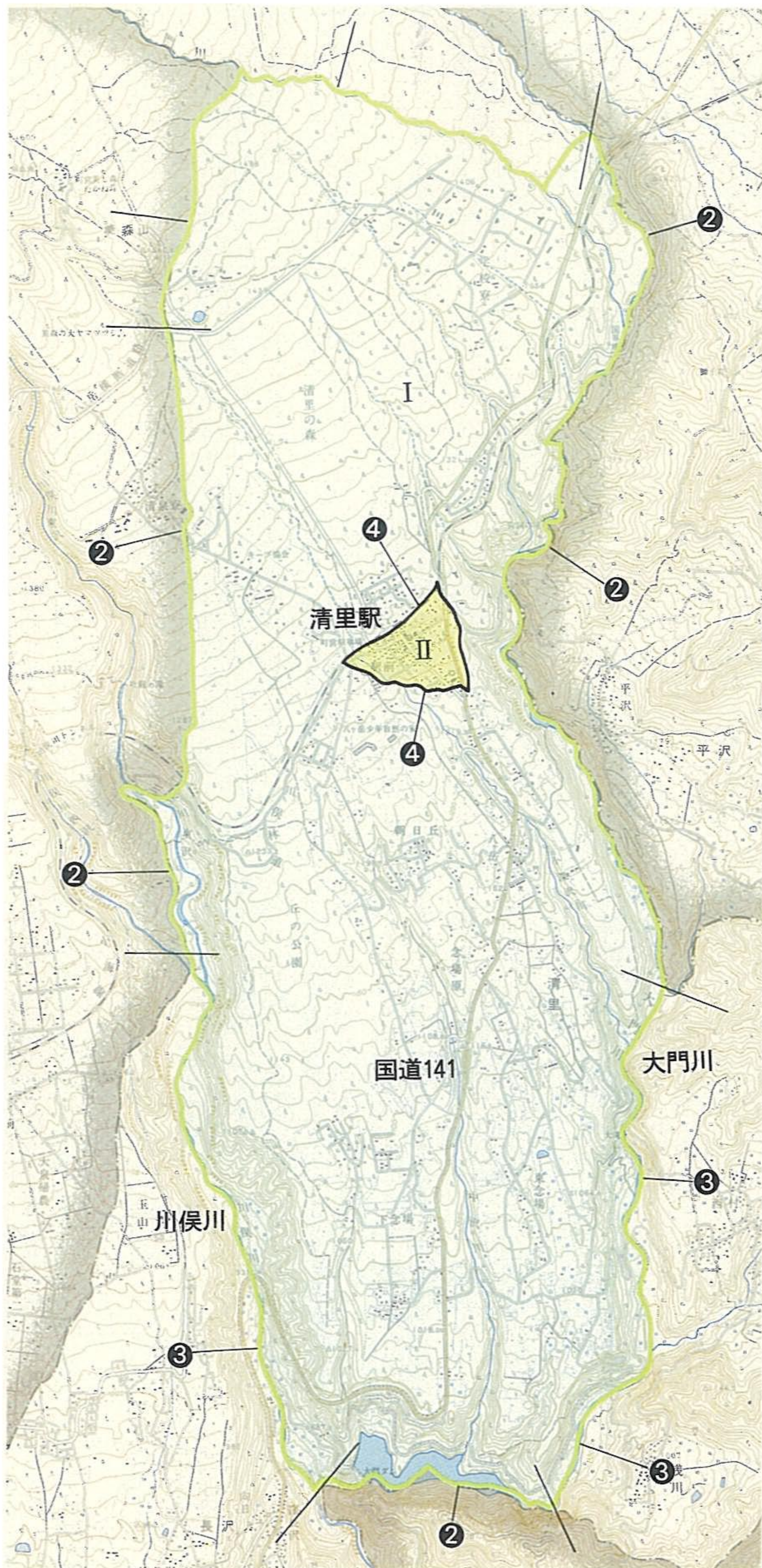


高根町

建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づき知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域及び主として商業その他の業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した良好な環境を保護する必要がある区域として知事が指定する区域



凡 例	
	建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づき知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域（指定区域）
区 域 内 訳	I 区域 I 指定区域（「区域II」を除く。）
	II 区域 II 指定区域のうち主として商業その他の業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した良好な環境を保護する必要がある区域として知事が指定する区域
○表示	① 国定公園（除）界 ② 町村界 ③ 水路敷（中心）界 ④ 清里駅前区（飛び地を除く）界

高根町全図

